

平成28年度教育に関する事務の管理及び
執行の状況の点検及び評価に関する報告書
(平成27年度実施事業対象)

甲賀市教育委員会

平成29年2月

目 次

■ はじめに	1
■ 点検・評価の流れ及び結果	
1. 点検・評価の流れ	2
2. 事業別点検・評価の結果	2
3. 事業別検証結果	3～13
■ 甲賀市教育行政評価制度の概要	
1. 甲賀市教育行政評価委員会の構成	14
2. 甲賀市教育行政評価委員会の活動経過	14～15
3. 点検・評価の対象となる事業	15
4. 点検・評価の視点	15～16
5. 評価基準	16
■ おわりに	17
■ 資料	
1. 甲賀市附属機関設置条例	

■ はじめに

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）により教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することと定められています。

本報告書は、効果的な教育行政の推進を図るとともに、市民への説明責任を果たすため、平成27年度に実施した事業から評価対象事業を抽出し、教育に関し学識経験を有する方々で構成する「甲賀市教育行政評価委員会」の知見を活用しながら点検及び評価を実施した結果をまとめたものです。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

■ 点検・評価の流れ及び結果

1. 点検・評価の流れ

平成28年度の甲賀市教育行政評価は、事業担当課が作成する点検・評価シートによる担当者評価から始まり、教育委員会事務局次長による2次評価、引き続き甲賀市教育行政評価委員会による各事業担当課へのヒアリング、現場踏査の結果から合議制により最終評価が決定しました。

その結果は、「平成28年度甲賀市教育行政評価答申書」として答申されました。

これらの点検評価結果を参考に、事業の「必要性」、「有効性」及び「効率性」などの分析的評価を加えながら今後の事業の方向性を判断し、次年度以降の事業規模及び手法の改善等、教育委員会の今後の取り組み（具体的方策等）を検討し、本報告書を作成しました。

2. 事業別点検・評価の結果

事業担当課	点検・評価事業名	担当者評価	2次評価	最終評価
教育総務課	①（仮称）西部学校給食センター建設事業	A	A	A
学校教育課	②教育相談事業	A	A	B
	③学校司書巡回事業	A	A	A
	④中学校国際交流事業	B	B	B
	⑤各校のホームページ作成	A	B	C
こども未来課	⑥私立保育園運営委託事業	A	A	B
社会教育課 (人権推進課)	⑦青少年自然活動指導員の設置	B	A	B
	⑧自然体験活動推進事業	B	B	B
	⑨人権教育啓発推進事業	B	B	B
文化スポーツ振興課	⑩甲賀B&G海洋センター指定管理委託	B	B	B
歴史文化財課	⑪史跡紫香楽宮跡調査・整備活用事業	B	B	B

3. 事業別検証結果 次頁資料「教育委員会施策の点検・評価シート」のとおり

平成28年度 甲賀市教育委員会施策の点検・評価シート(平成27年度実施事業)

資料6 様式1

事務・事業名		②教育相談事業			新規/継続	継続	事業番号	17		事業の成果	指標名	考え方・定義・式	単位	26年度	27年度	28年度(目標)	
事業所管課		学校教育課			事業所管課	学校教育課	評価者職名	課長			活動	派遣時間数	スクールソーシャルワーカーの総派遣時間 訪問相談員の総派遣時間	時間	SSW 540 訪問相談員630	432 720	480 720
予算科目	会計	01	一般会計		評価者氏名	岡根富美代		連絡先		事業の成果	成果	児童・生徒数	対象児童生徒数	人	SSW 25 訪問相談員 19	SSW 18 訪問相談員 20	SSW 20 訪問相談員 20
	款	10	教育費		課メールアドレス	koka30101300@city.koka.lg.jp		教育振興基本計画			指標で表せない成果						
	項	01	教育総務費		教育分野	3	学校教育分野		教育施策の柱(大区分)		・スクールソーシャルワーカーによる福祉的な知識や情報によって、学校だけでは解決が困難な事例(保護者の健康問題・貧困など)に対して支援が可能。 ・不登校や家庭環境に課題を抱えた児童生徒及びその家族に関わる全ての背景や状況を判断し、環境改善に働きかける事が可能。 ・県のSSWと情報を共有し、支援のための連携を図ることで今後の援助に繋げられる。 ・発達支援課(健康福祉部)と学校不登校支援システムを構築し、初期対応や教育相談へ繋いでいる。						
目	03	教育振興費		教育施策(中区分)	①	学校不登校・不登校をなくすための教育相談体制の充実		自治/法令		自治事務							
開始年度		H 20	年度	終了年度	H 99	年度	根拠法令・要綱等		甲賀市学校不登校支援事業実施要綱								
対象(誰を・何を)		不登校傾向や学校不登校等で、不安や悩みをもつ児童生徒・保護者・教職員等															
意図(どういう状態にしたいのか)		(1)スクールソーシャルワーカー(SSW) 不登校児童・生徒の学習、生活、対人関係がスムーズに送れるよう支援し、学校適応力の向上を図る。 (2)訪問相談員 学校生活への不登校により家に引きこもりがちな市内在住の小・中学生の家庭を訪問し、相談・援助を行い、適応指導教室への通級を目指す。															
目的達成時の状況		学校だけでは対応が困難な事例に対して専門員が対応することにより、課題を抱える子どもの数を減らす。															
事業の内容		(1)スクールソーシャルワーカー(SSW) ・社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する職員。 発達障害等で心に不安や悩みを持つ子どもや保護者、学校の関係者の相談、指導を行う。 ・活動内容 ①不登校をはじめとする学校不登校の児童に対して、生活面・学習面の支援を行う。 具体的には、教室で学習している場所に行き、個別に別の部屋に呼び、話し相手となったり、休み時間一緒に遊んだりしながら、悩みや不安な思いに寄り添っている。 ②活動を通す中で教室に同行したり集団になじめるよう支援していく。 ③福祉的な支援方法を学校現場にも取り入れることで、教職員のアセスメント力と環境調整能力を高め、指導・支援する。 (2)訪問相談員 ・登校できず、さらに適応指導教室へも通級できない状態にある児童生徒宅を訪問し、家庭での活動を支援すると共に、別室登校や適応指導教室への通級が実現することを目的に、相談を受ける。 ・活動内容 ①派遣校における不登校児童生徒およびその家族への働きかけ ②該当児童生徒に関する担任等関係教職員との情報交換、手立ての確認 ③適応指導教室等、関係機関とのネットワークの構築、連携と調整 ④教職員等への研修活動の啓発															
事業の方向性		●事業の規模の判断: 拡充・維持・縮小・休廃止 ●手法の改善の判断: 維持・軽微な改善・抜本的改善・休廃止 事業規模: 拡充 手法改善: 維持															
事業の方向性		●事業の規模の判断: 拡充・維持・縮小・休廃止 ●手法の改善の判断: 維持・軽微な改善・抜本的改善・休廃止															
事業の方向性		担当課評価(1次評価) 評価: A コメント: 児童・生徒の問題行動の背景には、家庭・学校・友だち関係など複雑に絡み合っていることが考えられ、学校だけでは解決できない問題をスクールソーシャルワーカーが介入することによって、教育相談体制の充実が図られている。不登校児童生徒を支援することにより、学校復帰や集団生活への対応、社会的自立に繋げることに寄与している。															
事業の方向性		教育委員会点検・評価(2次評価) 評価: A コメント: 児童生徒個々の課題に対して、専門スタッフの援助により保護者の不安感・困難感の解消や教職員等の負担軽減が図れ、事業効果は高く、一層のスタッフ充実が必要である。															
事業の方向性		教育行政評価委員点検・評価(最終評価) 評価: B コメント: 不登校や別室登校の児童・生徒が増加し深刻化する学校の現状を鑑みると、事業としては必要不可欠である。そうした中でスクールソーシャルワーカーの増員を早急に図るべきである。また、教員のOBだけではなく、社会福祉士、精神保健福祉士の資格を持った専門的な相談員の配置が必要である。本事業のスクールソーシャルワーカーとケアサポーターとの連携が十分でないと感じるので、両者の結びつきを強化する方策を検討されたい。															
事業の方向性		教育行政評価委員点検・評価結果を踏まえての教育委員会の今後の取り組み(具体的方策)等について スクールソーシャルワーカーについては、現行の1名から3名への増員を図り、学校の相談体制の強化に取り組みます。また、スクールソーシャルワーカーとケアサポーターの連携がスムーズに図れるよう、各校内での連絡・相談体制を整え、適切な役割分担のもと対応できるようにしていきます。															
事業費		財源内訳					所用人員			備考							
		国支出金	県支出金	地方債権	その他特定財源	一般財源	正規	臨時嘱託									
26決算	1,821	0	0	0	0	1,821	人	2	人								
27決算(見込み)	1,808	0	0	0	0	1,808	人	2	人	兼務							
28当初予算	1,887	0	0	0	0	1,887	人	2	人	兼務							

平成28年度 甲賀市教育委員会施策の点検・評価シート(平成27年度実施事業)

資料6 様式1

事務・事業名		③学校司書巡回事業		新規/継続	継続	事業番号	24		指標名	考え方・定義・式	単位	26年度	27年度	28年度(目標)	
予算科目	会計	01	一般会計	事業所管課	学校教育課				活動	派遣時間数	学校司書の総派遣時間	時間	3,481	4,090	4,200
	款	10	教育費	評価者職名	課長				成果	読書冊数	児童・生徒の貸し出し冊数(図書館含む)	冊	117,232	120,449	122,000
	項	01	教育総務費	評価者氏名	岡根富美代										
	目	03	教育振興費	連絡先	0748-86-8019内線228				指標で表せない成果						
開始年度	H 25	年度	終了年度	H 99	年度	課メールアドレス	koka30101300@city.koka.lg.jp								
自治/法令	子どもの読書活動の推進に関する法律			教育振興基本計画	コード	名称									
根拠法令・要綱等	甲賀市子どもの読書活動推進事業実施要綱			教育分野	3	学校教育分野									
対象(誰を・何を)	市立小中学校に在籍する児童生徒に対する読書推進			教育施策の柱(大区分)	(1)	「生きる力」を育む学校教育の推進									
意図(どういう状態にしたいのか)	学校司書を巡回配置することで、読書活動と機能の充実を図り、児童生徒の自由な読書活動や読書指導の場としての「読書センター」機能と、児童生徒の自発的・主体的な活動を支援し、教育課程の展開に寄与する「学習情報センター」としての機能を強化する。			教育施策(中区分)	②	学ぶ意欲を高め、確かな学力を育む教育計画・実践への指導と支援									
目的達成時の状況	児童生徒が読みたい本を選ぶ際にアドバイスを受けるなど、子どもたちが「本の探しかた」や「読み方や学び方」のスキルを身につけ、本に親しむ習慣が定着する。			事業の成果											
事業の内容	(1)学校司書の配置			事業の方向性											
	学校の読書環境を整備・充実させるとともに、学校における図書環境の推進のため、全小中学校に巡回を行っている。			項目	評価	コメント									
	資格要件 図書館司書資格 6名			事業規模	維持	全小中学校に巡回を実施。									
	活動内容			手法改善	維持	児童生徒へのおすすめの本を紹介するなど、本に親しみを持ってもらえるようアプローチする。									
①学校における書籍登録、整備、保管、管理(修繕、廃棄を含む)、分類等			●評価:適切・概ね適切・やや不適切・不適切												
②図書資料の選定、収集、廃棄			項目 判断 コメント												
③図書資料の紹介、案内、広報活動、相談			事業規模 維持 全小中学校に巡回を実施。												
④図書館利用指導、ガイダンス			手法改善 維持 児童生徒へのおすすめの本を紹介するなど、本に親しみを持ってもらえるようアプローチする。												
⑤教員向け情報提供、教材等準備への協力			●事業の規模の判断:拡充・維持・縮小・休廃止 ●手法の改善の判断:維持・軽微な改善・抜本的改善・休廃止												
⑥貸し出し、返却業務			担当課評価(1次評価)												
⑦学校図書ボランティアスタッフとの連携、協力			評価 コメント												
⑧学校図書館PR活動としての読み聞かせや図書の紹介			A 児童生徒の読書環境を整備することにより、学校図書館を活用した子どもの読書活動を推進することが可能となる。また、児童生徒の確かな学力と豊かな人間性を育み、各校の本と児童生徒を繋ぐ役割を担っている。												
教育委員会点検・評価(2次評価)															
評価 コメント															
A 言葉を学び、豊かな心を育むために、児童生徒の読書活動は大切である。学校図書の整備・読書環境向上のため、学校司書巡回による取り組みは効果的に実施出来た。															
教育行政評価委員会点検・評価(最終評価)															
評価 コメント															
A 読書をすることは言葉や表現力を学び、想像力を豊かにするため必要なことであり、子どもの頃からの習慣がいかに大切か痛感しているところである。司書が学校を巡回することにより学校図書館の機能が充実し、子どもたちが読書に興味を持つようになってきていることは大変喜ばしいことである。今後も派遣回数を増やし、環境整備など継続実践するとともに、さらなる読書意欲向上のため、年齢にあった本を読むよう働きかけ、子どもたちが進んで調べ学習に取り組める環境づくりに努められたい。															
教育行政評価委員会点検・評価結果を踏まえての教育委員会の今後の取り組み(具体的方策)等について															
今後、学校図書館は読書活動だけでなく、授業における利活用を通じて、子どもたちが主体的な学び(アクティブラーニング)を効果的に進めるための基盤としての役割が重要となります。学校司書については、現行の6名から7名へ増員を行い、学校への巡回回数を増やすなど、図書館資料の充実、環境整備、学習支援を図っていきます。併せて、子どもたちにとって魅力ある学校図書館経営がされるよう市立図書館司書とも協力し、学校図書のリニューアルや児童生徒の利用回数を高めていきます。															
事業のコスト(単位:千円)	事業費	財源内訳					所用人員		備考						
		国支出金	県支出金	地方債権	その他特定財源	一般財源	正規	臨時嘱託							
26決算	3,491	0	0	0	0	3,491	人	5	人						
27決算(見込み)	4,163	0	0	0	0	4,163	人	6	人						
28当初予算	4,358	0	0	0	0	4,358	人	6	人						

平成28年度 甲賀市教育委員会施策の点検・評価シート(平成27年度実施事業)

資料6 様式1

事務・事業名		④中学生国際交流事業		新規/継続	継続	事業番号	30		指標名	考え方・定義・式	単位	26年度	27年度	28年度(目標)
予算科目	会計	01	一般会計	事業所管課	学校教育課		事業の成果	活動	対象生徒	市内中学生徒(中2)数<5月1日現在>	人	898	890	892
	款	10	教育費	評価者職名	課長			成果	応募生徒	中学生国際交流応募生徒数	人	20/41	20/22	25名程度 (各校2名以上)
	項	01	教育総務費	評価者氏名	岡根富美代			指標で表せない成果						
	目	03	教育振興費	連絡先	0748-86-8019内線228			・市内全ての中学校からの参加者があり、迎え入れるときには対象生徒だけでなく、校内の多くの生徒が交流に関わることができる。 ・外国の言葉や習慣を体験することにより、国際的視野をもった人材育成に寄与する。 ・事前学習を含めて国際交流が生徒の意欲や知識を高めるきっかけとなっている。						
開始年度	H 16	年度	終了年度	H 99	年度	課メールアドレス	koka30101300@city.koka.lg.jp		事業番号					
自治/法令	教育基本法 第2条			教育分野	3	学校教育分野		事業の成果						
根拠法令・要綱等	甲賀市中学生国際交流事業補助金交付要綱			教育施策の柱(大区分)	(1)	「生きる力」を育む学校教育の推進		事業の成果						
対象(誰を・何を)				教育施策(中区分)	③	豊かな人間性や社会性を育む体験活動の計画・実践への指導と支援		事業の成果						
市立中学に在籍する中学2年生				事業の成果										
意図(どういう状態にしたいのか)				事業の成果										
・グローバル化が進展するなか、次代を担う市内の中学生が外国の生徒と交流することによって、異なる文化を肌で感じ、広い視野と豊かな国際感覚を養う場を提供する。				事業の成果										
目的達成時の状況				事業の成果										
外国の生徒との交流を通して、多文化共生の理解を深め地域づくりに貢献できるリーダーとして育つ。 ・外国の人々と交流する中で、言葉や文化は異なってもお互いを理解、尊重することの大切さを学ぶ一助となる。				事業の成果										
事業の内容				事業の成果										
米国 ミシガン州 デウィット市・トラヴァースシティ市・マーシャル市 参加者20名(男6人、女14人 水口中6人、城山中1人、土山中1人、甲賀中2人、甲南中8人、信楽中2人)				事業の成果										
○甲賀市の中学生派遣 ・派遣期間:平成28年1月8日(金)~1月16日(土) 1/9~10 ホストファミリーデー(ホストファミリーと交流を深める日) 1/11~14 午前:各中学校での授業体験 午後:市内見学、体験活動、異文化交流 ・派遣に伴う事前研修 5回 (安全対策、ホームステイの心得、訪問先姉妹都市についての学習、語学研修、出し物の練習等) ・報告会 1回 (参加中学生による報告)				事業の成果										
○ミシガン州の中学生受入 ・受入期間:平成28年2月26日(金)~3月4日(金) 2/27~2/28 ホストファミリーデー(ホストファミリーと交流を深める日) 2/29~3/3 午前:各中学校での授業体験 午後:市内見学、体験活動、異文化交流 ・受入に伴う事前研修 3回 (安全対策、ホストファミリーの心得、語学研修、ウェルカムボードの作成、フェアウェルパーティの準備等)				事業の成果										
事業のコスト(単位:千円)		財源内訳					所用人員		備考					
事業費		国支出金	県支出金	地方債権	その他特定財源	一般財源	正規	臨時嘱託						
26決算	1,977	0	0	0	0	1,977	人	人	地域コミュニティ推進室、国際交流協会と共に企画運営を行っている。					
27決算(見込み)	1,586	0	0	0	0	1,586	人	人						
28当初予算	2,945	0	0	0	0	2,945	人	人						
事業の成果														
項目 評価 コメント 必要性 適切 参加する生徒だけでなく、迎え入れる時には市内中学校で多くの生徒が関わることができる。 有効性 適切 ホームステイなどを通じて、次代を担う子どもたちの国際感覚を養う。また、滞在先の中学校だけでなく市内各小学校を訪問することで小学生についても国際交流について感心を持つ機会となっている。 効率性 やや不適切 アメリカ・ミシガン州、各都市からは受入生徒の増数を希望しているが、海外旅行を引率するグループ規模としては現状が限界である。 ●評価:適切・概ね適切・やや不適切・不適切														
事業の方向性														
項目 判断 コメント 事業規模 維持 アメリカ・ミシガン州、各都市の交流については人気の高いプログラムであり、海外引率が必要となるが、現状以上に定員を増やすことは困難である。 手法改善 軽微な改善 参加対象者が限られるため、費用負担については検討する必要がある。また、生徒の指導・引率や各学校との調整は教育委員会が担当するべきもので問題はない。海外への派遣時には、訪問先の社会情勢に注視する必要がある。 ●事業の規模の判断:拡充・維持・縮小・休廃止 ●手法の改善の判断:維持・軽微な改善・抜本的改善・休廃止														
担当課評価(1次評価)														
評価 コメント B 国際交流の機会としては、参加生徒・保護者からも事業評価は高い。市内小中学校からも交流の機会となることに歓迎されている。事業については、多文化共生のまちづくりを目指すうえからも国際交流担当部署との連携が欠かせない。また、対象生徒が限られているのが課題である。														
教育委員会点検・評価(2次評価)														
評価 コメント B 国際交流は容易に経験することが出来ず、事業の必要性は高いが、参加しやすい工夫の検討や参加者の追跡調査等による事業効果の検証が必要である。														
教育行政評価委員点検・評価(最終評価)														
評価 コメント B 次代を担う中学生が豊かな国際感覚を養い、異文化交流する機会として事業を実施されることは大変意義がある。より多くの生徒が国際交流の場に参画しやすくなるよう補助金を含めて検討されたい。また、この事業に参加された生徒については、この交流の経験がその後の学生生活や社会人生活にどのように活かされているのか検証、調査が必要に思う。事業の成果として、参加した生徒が、その経験を多くの市民に広める役割を担い、次代の国際交流、多文化共生のリーダーとなることを強く望むものである。														
教育行政評価委員点検・評価結果を踏まえての教育委員会の今後の取り組み(具体的方策)等について														
事業対象が中学生であることに実施意義があり、事業の意図としての教育効果が期待できるため、継続実施とし、交流の機会を広げるため、募集時に受入のみ・派遣のみといった手法を創設するなど参加生徒が参加しやすいしくみを検討してまいります。また、個人情報を活用することには制約もありますが、事業への参加案内や追跡調査が実施できるように、参加同意書には、国際交流に関する案内を送付する旨の内容も含めておくことを検討いたします。														

平成28年度 甲賀市教育委員会施策の点検・評価シート(平成27年度実施事業)

資料6 様式1

事務・事業名		⑤各校のホームページ作成		新規/継続	継続	事業番号	32		指標名	考え方・定義・式	単位	26年度	27年度	28年度(目標)	
予算科目	会計	01	一般会計	事業所管課	学校教育課				活動	ホームページ更新	定期的に正確かつ迅速に情報を提供する	回数	随時	随時	12回以上
	款	10	教育費	評価者職名	課長				成果	ホームページの閲覧件数	最新のコンテンツにより、アクセスアップを図る	回数	-	416, 324	512, 390
	項	01	教育総務費	評価者氏名	岡根富美代				指標で表せない成果						
	目	03	教育振興費	連絡先	0748-86-8019内線228				・ホームページによる情報発信により「いつでも」「知りたいときに」保護者や地域住民、関係者が学校の様子を閲覧できる。 ・積極的に情報を発信することで、保護者・地域住民の「信頼」「理解」「協力」を得ることができる。						
開始年度	H 25	年度	終了年度	H 99	年度	教育振興基本計画	コード	名称							
自治/法令	学校教育法 第43条			教育分野	3	学校教育分野									
根拠法令・要綱等	教育基本法 第13条			教育施策の柱(大区分)	(1)	「生きる力」を育む学校教育の推進									
	対象(誰を・何を)			教育施策(中区分)	⑤	地域に開かれ、信頼される学校づくりの推進									
市立小中学校(小学校22校、中学校6校)															
意図(どういう状態にしたいのか)															
児童生徒の活動、学校行事予定、保護者への連絡等を掲載することによる開かれた学校づくりの推進。															
目的達成時の状況															
地域や保護者の学校への理解を深め、協力を得ながら教育活動を推進する。															
(1)各校のホームページ作成															
・対象経費															
ホームページ管理システム保守業務委託@40,000円×12ヶ月×1.08=518,400円															
契約期間 平成25年4月1日～平成30年3月31日[長期継続契約]															
・ホームページの作成と更新															
<掲載内容>学校名・学校教育目標・校長あいさつ・沿革・校歌・行事予定・行事や学習の様子・PTA組織と活動															
学校の特徴・保護者へのお知らせ・緊急連絡等															
事業内容															
事業の方向性										項目	判断	コメント			
										事業規模	維持	市立の小中学校が積極的に情報を発信する。			
										手法改善	軽微な改善	ウェブサイトの更新については、使いやすいマニュアルを整備し、情報が最新のものとなるよう指示を行う。閲覧者が知りたいときに知りたい情報が見られるよう内容の充実を図る。			
										●事業の規模の判断: 拡充・維持・縮小・休廃止 ●手法の改善の判断: 維持・軽微な改善・抜本的改善・休廃止					
										担当課評価(1次評価)					
										評価	コメント				
										A	学校教育への理解を深めるためにも、教育方針や活動について積極的に情報提供を行う窓口として効果をあげている。				
										教育委員会点検・評価(2次評価)					
										評価	コメント				
										B	時代に即した事業であり、その必要性は高い。日常の適切な管理等に努めるとともに、積極的な情報発信を進めて、より効果的な運用が求められる。				
										教育行政評価委員点検・評価(最終評価)					
										評価	コメント				
										C	各学校のホームページは、学校の情報を知るための窓である。現状を見るに、残念ながら、情報の発信について学校差が大きく、管理職の意識改革が必要に思う。監督する担当部局も十分にチェックされたい。学校の旬の話題を速やかに、積極的に発信することを望む。				
										教育行政評価委員点検・評価結果を踏まえての教育委員会の今後の取り組み(具体的方策)等について					
										保護者や地域住民に学校独自のイベント・お知らせなど最新の学校情報が提示できるよう、ホームページ編集委員への研修会を開催し、周知徹底を図っていきます。また、月末時、市内全校のホームページを点検・指導するほか、毎月開催される学校経営等協議会(校長会)、学校運営等協議会(教頭会)において、ホームページの積極的な活用を徹底いたします。					
事業のコスト(単位:千円)	事業費	財源内訳					所用人員		備考						
		国支出金	県支出金	地方債権	その他特定財源	一般財源	正規	臨時嘱託							
26決算	519	0	0	0	0	519	人	人							
27決算(見込み)	519	0	0	0	0	519	人	人							
28当初予算	519	0	0	0	0	519	人	人							

平成28年度 甲賀市教育委員会施策の点検・評価シート(平成27年度実施事業)

資料6 様式1

事務・事業名		⑥私立保育園運営委託事業		新規/継続	継続	事業番号	42		指標名		考え方・定義・式	単位	26年度	27年度	28年度(目標)	
事業所管課		こども未来課		評価者職名	課長				活動	毎月支払い	当該月分の委託料を、毎月21日に支払	千円	493,712	547,003	554,071	
評価者氏名		山元 正浩		連絡先	電話86-8179(内線)230				成果	待機児童発生数	安定した法人経営により、待機児童が発生しない	人	0	0	0	
課メールアドレス		koka30103700@city.koka.lg.jp		教育振興基本計画		コード	名称		指標で表せない成果							
教育分野		2		就学前教育				毎年4月において、待機児童ゼロを3年連続達成								
教育施策の柱(大区分)		(1)		保育園・幼稚園における保育・教育の充実				保育園における定員変更(増加) 柏木保育園 定員150名を160名に変更(平成28年4月1日から)								
教育施策(中区分)		①		保育・教育の充実												
開始年度	H 16 年度	終了年度	H 99 年度													
自治/法令	自治事務															
根拠法令・要綱等	子ども・子育て支援法 附則第6条															
対象(誰を・何を)				私立保育園(5箇所)の運営主体である社会福祉法人(4法人)												
意図(どういった状態にしたいのか)				平成27年4月に本格スタートした子ども・子育て支援新制度により、地域の実情に応じた子育て支援を充実させることが重要であり、就労等により保育を必要とする保護者の支援を行うため、社会福祉法人との連携を密にしながら安定経営を継続する。												
目的達成時の状況				甲賀の宝である子どもたちの、健やかな育ちのための子育て支援体制の充実が図られ、子どもを産み育てやすい環境が持続されている。												
子ども・子育て支援法に基づき、国の規定により算出した保育園運営経費の公費負担額分を委託費として支出し、児童の保育を行う事業 [基本額(1人当たりの単価)+各種加算等]*12月=委託料																
●私立保育園運営経費委託(5園) (内訳)																
				委託先		委託料(円)	児童数	延数								
				水口北保育園運営業務委託(社会福祉法人 ひまわり会)		149,471,370	207	2,445								
				柏木保育園運営業務委託(社会福祉法人 ひまわり会)		110,734,120	162	1,889								
				こうなん保育園運営業務委託(社会福祉法人 美徳会)		92,513,180	57	624								
				甲南のぞみ保育園運営業務委託(社会福祉法人 甲南会)		121,096,310	165	1,919								
				明照保育園運営業務委託(社会福祉法人 おさなご会)		73,187,950	72	857								
事業の内容				●事業の規模の判断: 拡充・維持・縮小・休廃止 ●手法の改善の判断: 維持・軽微な改善・抜本的改善・休廃止												
				担当課評価(1次評価)												
評価				コメント												
A				社会福祉法人が自立及び自律的経営、福祉人材の育成等の福祉の増進に資する自主的な取り組みを行うよう、法人育成に向けた指導を行うための指導監査を実施しており、財務諸表等による法人経営の分析等を行う。												
				教育委員会点検・評価(2次評価)												
評価				コメント												
A				法令等に則り実施する事業であり、各私立保育園と緊密に連携・調整し、待機児童対策及び多様化する保護者ニーズに対応できるよう、さらなる充実を図ることが必要である。												
				教育行政評価委員点検・評価(最終評価)												
評価				コメント												
B				3年間待機児童がゼロとなっていることは、私立保育園の充実によることが大きく評価できる。今後も公私連携のもと、優秀な保育士を確保し、質の高い保育園運営に努められたい。一方で支出している委託料が大きく、市が法人監査を実施しているが十分と言えないため、監査を実施する職員のスキルアップや、各法人の経営分析をしっかりとできる体制づくりを望む。												
				教育行政評価委員点検・評価結果を踏まえての教育委員会の今後の取り組み(具体的方策)等について												
				専門性の高い法人監査を実施することにより、質の高い保育園運営と法人の自律的経営が期待できるため、私立保育園を運営する各法人の経営分析をしっかりと行える体制づくりを整備します。また、必要となる職員のスキルアップについては、多くの職員が複式簿記研修など、各種の専門研修を受講し、能力向上に努めます。												
事業のコスト(単位:千円)	事業費	財源内訳					所用人員		備考							
		国支出金	県支出金	地方債権	その他特定財源	一般財源	正規	臨時嘱託								
26決算	493,712	176,999	88,500	0	87,995	140,218		人	人							
27決算(見込み)	547,003	208,606	104,303	0	88,514	145,580		人	人							
28当初予算	554,071	189,076	102,503	0	78,175	184,317		人	人							

平成28年度 甲賀市教育委員会施策の点検・評価シート(平成27年度実施事業)

資料6 様式1

事務・事業名		⑦青少年自然活動指導員の設置		新規/継続	継続	事業番号	65		事業の成果	指標名	考え方・定義・式	単位	26年度	27年度	28年度(目標)																																	
予算科目	会計	01	一般会計	事業所管課	社会教育課					活動	青少年自然活動指導員の配置	配置人数	人	1	1	1																																
	款	10	教育費	評価者職名	課長					成果	①派遣指導 ②備品貸出	①派遣回数 ②貸出件数(個数)	①回 ②件(個)	①23	①25	①25																																
	項	05	社会教育費	評価者氏名	伴 統子									②31(213)	②40(1,526)	②45(1,500)																																
	目	01	社会教育総務費	連絡先	86-8021 内線240					指標で表せない成果																																						
	開始年度	H 22	年度	終了年度	H 99	年度	課メールアドレス	koka30104500@city.koka.lg.jp		青少年自然活動指導員の配置により、ニンニン忍者キャンプ等の事業において多様なプログラムが提供でき、適切な指導ができた。また、事前に使い方や内容の指導を行い適切な備品貸出ができた。自然体験ボランティアの指導を行った。																																						
自治/法令	自治事務			教育振興基本計画	コード	名称		事業番号		項目	評価	コメント	事業の成果																																			
根拠法令・要綱等	青少年自然活動指導員設置要綱			教育分野	4	社会教育							必要性	適切	自然体験活動を推進していくためには、専門の知識・技術を有している青少年自然活動指導員が必要である。																																	
対象(誰を・何を)	青少年			教育施策の柱(大区分)	3	青少年の健全育成							有効性	適切	その専門的な知識・技術・今までの経験を、事業の企画立案、事業実施時の指導に生かしている。																																	
意図(どういう状態にしたいのか)	安全に実施することの大切さ、子どもたちが自然に接することの大切さを改めて確認し、次代を担う子どもたちが元気にたくましく育っていくために、身近なところで安全・安心かつ効果的に自然体験活動が推進できる体制を整える。									事業の評価	項目	評価	コメント	事業の成果																																		
目的達成時の状況	「甲賀市青少年自然体験活動振興計画」で目指している「安全・安心の自然体験活動モデル都市」として、行政はもちろんのこと、地域、学校、各団体そして広く市民の皆さんとともに市内の子どもたちに向けて安全を第一に、より効果的な自然体験活動が展開される。								効率性					概ね適切	市主体で事業の企画立案や研修等が実施でき、またキャンプ協会等のつながりから、指導や講師派遣等の交渉ができる。																																	
事業内容	●非常勤嘱託職員として青少年自然活動指導員1名を配置								事業の方向性	項目	判断	コメント	事業の成果																																			
	●勤務状況												事業の方向性	項目	判断	コメント	事業の成果																															
	・週5日勤務、月額報酬177,500円+通勤手当																事業の方向性	項目	判断	コメント	事業の成果																											
	・勤務場所:甲南青少年研修センター																				事業の方向性	項目	判断	コメント	事業の成果																							
	・資格:公益社団法人日本キャンプ協会公認キャンプディレクター1級																								事業の方向性	項目	判断	コメント	事業の成果																			
	●主な業務																												事業の方向性	項目	判断	コメント	事業の成果															
	①安全で効果的な自然体験活動の企画立案及び指導 (ニンニン忍者夏キャンプ・秋キャンプ・おやこキャンプの企画立案、各種団体への派遣指導)																																事業の方向性	項目	判断	コメント	事業の成果											
	②自然体験活動の指導者の育成 (自然体験指導者等研修会・担当職員研修開催)																																				事業の方向性	項目	判断	コメント	事業の成果							
	③自然体験活動を実施する団体との連携 (滋賀県キャンプ協会等)																																								事業の方向性	項目	判断	コメント	事業の成果			
	④自然体験活動に対する理解の促進 (遊ぼけっと発行、甲南青少年研修センター施設案内)																																												事業の方向性	項目	判断	コメント
⑤自然体験活動に関する情報の収集及び提供 (マネージメントセミナー等の研修に参加)								事業の方向性	項目	判断	コメント	事業の成果																																				
⑥自然活動支援センター備品管理等												事業の方向性	項目	判断	コメント	事業の成果																																
●事業の規模の判断: 拡充・維持・縮小・休廃止 ●手法の改善の判断: 維持・軽微な改善・抜本的改善・休廃止																事業の方向性																																
担当課評価(1次評価)																事業の方向性																																
評価																事業の方向性																																
B																事業の方向性																																
子どもの成長に必要な体験活動を推進していくことは必要であり、行政としてその体制づくりと指導、支援、啓発のため、青少年自然活動指導員の設置は大きな役割を担っている。																事業の方向性																																
教育委員会点検・評価(2次評価)																事業の方向性																																
評価																事業の方向性																																
A																事業の方向性																																
子どもの野外体験活動を安全かつ効果的に行うには専門的なノウハウを持った職員が必要であり、当該指導員の設置は、有効に機能している。										事業の方向性																																						
教育行政評価委員点検・評価(最終評価)										事業の方向性																																						
評価										事業の方向性																																						
B										事業の方向性																																						
子どもたちが安全に自然体験活動を行うためには専門的知識を備えた指導員の設置が重要である。今後は指導員を増員し、後継者育成を図るとともに、指導員は常に全体を見て、指導に専念できる体制づくりを望む。										事業の方向性																																						
教育行政評価委員点検・評価結果を踏まえての教育委員会の今後の取り組み(具体的方策)等について										事業の方向性																																						
安全な自然体験活動を効果的に行うために、指導員を1名から2名に増員し、子どもたちの事業参加のきっかけづくりや年齢にあったカリキュラムの策定、青年リーダーの育成支援など、幅広い事業運営に取り組める体制をつくっていくこととします。また、指導員としてのスキルを高めるため、専門的な研修やセミナーに参加させ、指導員の質の向上も図ることとします。										事業の方向性																																						
事業のコスト(単位:千円)	事業費	財源内訳					所用人員			備考																																						
		国支出金	県支出金	地方債権	その他特定財源	一般財源	正規	臨時嘱託																																								
26決算	2,195	0	0	0	0	2,195	人	1																																								
27決算(見込み)	2,288	0	0	0	0	2,288	人	1																																								
28当初予算	2,312	0	0	0	0	2,312	人	1																																								

平成28年度 甲賀市教育委員会施策の点検・評価シート(平成27年度実施事業)

資料6 様式1

事務・事業名		⑧自然体験活動推進事業		新規/継続	継続	事業番号	71		
事業所管課		社会教育課		評価者職名	課長				
評価者氏名		伴 統子		連絡先	86-8021 内線240				
課メールアドレス		koka30104500@city.lg.jp		教育分野	4	社会教育			
予算科目	会計	01	一般会計	教育振興基本計画	コード	名称			
款	10	教育費		教育施策の柱(大区分)	3	青少年の健全育成			
項	05	社会教育費		教育施策(中区分)	①	青少年リーダーの育成事業			
目	01	社会教育総務費							
開始年度	H 21	年度	終了年度	H 99	年度				
自治/法令	自治事務								
根拠法令・要綱等	青少年自然体験活動振興計画								
対象(誰を・何を)	青少年								
意図(どういう状態にしたいのか)	自然の力や不思議さに出会い、自然や人に対し思いやる心を養うことはもちろんのこと、自主性や社会性、協調性など子どもたちが生きていく上での大切な基礎となる様々な能力を育てる。								
目的達成時の状況	学校や地域でリーダー的存在となり、活躍できる人材が育成され、各地域で自然体験活動が展開される。								
事業の内容	<p>●「安全・安心の自然体験活動モデル都市」を目指して次の事業を行う。</p> <p>①自然体験活動指導者等研修会 第1回:6月25日、38名参加、テーマ「自然体験活動の計画の立て方」 第2回:3月12日、11名参加、テーマ活動を通して「みんなでつくろう！子どもたちの遊び場」</p> <p>②青少年自然体験活動推進委員会 2回(6月12日・11月10日)開催、委員8名、</p> <p>③ニンニン忍者キャンプ 夏:8月18日～22日、希望が丘文化公園野外活動センター、39名参加(小学4年生～中学3年生対象) 秋:10月17日～18日、希望が丘文化公園野外活動センター、30名参加(小学3・4年生対象) おやこ:11月22日・23日、水ロスポートの森、22日 16組 47名、23日 16組 49名参加(未就学児親子対象)</p> <p>④夏休みセーフティハンドブックの配布(小学4年生)</p> <p>⑤遊ぼけっと発行</p> <p>⑥広報・あいコムこうか・防災行政無線、文字放送等を利用した啓発</p> <p>⑦市内中央公民館・図書館に自然体験活動に関するコーナー設置(7月1日～31日)</p> <p>⑧自然体験ボランティアの募集・・・11名登録</p> <p>⑨備品貸出</p> <p>⑩担当職員研修 全5回 延べ66名参加</p> <p>⑪各公民館において実施 19事業</p>								
事業のコスト(単位:千円)	事業費	財源内訳				所用人員		備考	
		国支出金	県支出金	地方債権	その他特定財源	一般財源	正規	臨時嘱託	
26決算	2,251	0	0	0	679	1,572	5 人	1 人	兼務
27決算(見込み)	2,974	0	0	0	640	2,334	4 人	1 人	兼務
28当初予算	3,309	0	0	0	547	2,762	6 人	2 人	兼務

事業の成果	指標名	考え方・定義・式	単位	26年度	27年度	28年度(目標)	
	活動	自然体験活動の実施	①キャンプの実施回数 ②指導者等研修会の実施回数	回	①3 ②2	①3 ②2	①3 ②2
事業番号	成果	参加者数	①キャンプの参加人数 ②研修の参加人数	人	①230 ②59	①165 ②49	①160 ②150
	指標で表せない成果						
自然の中での遊びの楽しさを伝え、自然体験活動への興味を持ってもらうことができた。自然体験活動への理解を得られたとともに、家庭教育の一助になった。また異年齢交流を含め様々な体験活動を安全で効果的に提供できた。キャンプに参加した子どもたちは、知識や技術の習得だけでなく、仲間と相談し協力する姿、お互いに助け合うなどの行動が見られた。							
事業の評価	項目	評価	コメント				
	必要性	適切	直接体験でしか得ることのできない能力を育てるためにも、自然体験活動を推進していくことは必要である。				
	有効性	適切	体験活動の必要性を理解してもらうためにも、自然体験活動の機会の提供は有効である。また子どもの成長を確認することで、関わる大人や青年リーダーが子どもの育成方法や大切さも実感できる。				
	効率性	やや不適切	事業内容については、青少年自然体験活動推進委員会に諮り、検討や今後目指すべき方向について審議をお願いしているが、自然活動指導員は1名であり、担当職員の異動もありスタッフへの負担も大きい。				
●評価:適切・概ね適切・やや不適切・不適切							
事業の方向性	項目	判断	コメント				
	事業規模	維持	自然体験活動を推進していくため、継続して事業を実施していくとともに、持続的な人づくりをしていく必要がある。				
	手法改善	抜本的改善	(公財)滋賀県文化振興事業団へ委託し、共催で実施してきたキャンプの実施形態が変更となる。市の単独実施のためには、指導者の育成と施設の整備が必要である。				
●事業の規模の判断:拡充・維持・縮小・休廃止 ●手法の改善の判断:維持・軽微な改善・抜本的改善・休廃止							
評価	担当課評価(1次評価)						
B	今後は、身近な場所で事業実施ができるよう人材の確保と施設整備が必要であるが、自然体験活動モデル都市を目指しての事業内容は安全に効果的に実施できている。						
教育委員会点検・評価(2次評価)							
評価	コメント						
B	計画に基づき安全管理も十分に配慮された中で事業が遂行されている。今年度から募集を始めた自然体験ボランティアの活躍により自然体験活動の機会の広がりが期待できる。						
教育行政評価委員点検・評価(最終評価)							
評価	コメント						
B	自然の中では危険なこともあるが、それを体験することでよりたくましい子どもに成長できると思う。多くの事業が展開されているが、ボランティアの募集に積極的に取り組むなど次世代のリーダーを育成することが緊急の課題である。また、市外のキャンプ施設での体験学習から、市内の自然、施設の活用へ移行するなど事業内容を工夫することが必要である。地域の自然への愛着を育み、リーダーを中心とした各種団体等が主催する自主運営を支援するシステムを構築されたい。						
教育行政評価委員点検・評価結果を踏まえての教育委員会の今後の取り組み(具体的方策)等について							
自然体験活動推進事業を充実させていくには、子どもたちのため積極的に関わる「青年リーダー」の存在が必要です。そのために、甲南青少年研修センターに設置する野外調理施設を利用したリーダー養成研修を実施し、実践を重ね、「青年リーダー」育成を図ることとします。また、ボーイスカウトやガールスカウトなどの団体と一般の子どもたちとの合同事業も実施しながら、各種団体の自主活動も支援していきます。							

平成28年度 甲賀市教育委員会施策の点検・評価シート(平成27年度実施事業)

資料6 様式1

事務・事業名		⑨人権教育啓発推進事業		新規/継続	継続	事業番号	80	
事業所管課		社会教育課(市民環境部人権推進課人権教育室)		評価者職名	課長(人権教育担当)			
評価者氏名		地平 勝弥		連絡先	70-0022			
課メールアドレス		koka10207000@city.koka.lg.jp		教育分野	4	社会教育		
予算科目	会計	01	一般会計	教育振興基本計画	コード	名称		
	款	10	教育費	教育分野	4	社会教育		
	項	05	社会教育費	教育施策の柱(大区分)	(4)	人権教育の推進		
	目	05	人権教育費	教育施策(中区分)	(1)	「甲賀市人権教育基本計画」の推進		
					(2)	学校・園における人権教育の推進		
					(3)	社会教育における人権教育の推進		
					(4)	関係機関等の連携		
開始年度	H 16 年度	終了年度	H 99 年度	自治/法令	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律			
根拠法令・要綱等	滋賀県人権尊重の社会づくり条例 甲賀市人権尊重のまちづくり条例			根拠法令	滋賀県人権尊重の社会づくり条例 甲賀市人権尊重のまちづくり条例			
対象(誰を・何を)	・市民(幼児から高齢者に至る幅広い層を対象) ・人権に関わりの深い特定職業従事者(行政職員、教職員等)							
意図(どういった状態にしたいのか)	人権尊重のまちづくりのため、学校、家庭、地域、企業の各関係機関等の主体的な学習や活動と市行政が連携しながら、地区別懇談会や人権教育連続セミナー等のきめこまやかな教育、啓発活動が充実されているとともに、あらゆる差別を許さない世論の形成や人権擁護の社会環境の醸成が促進されている。							
目的達成時の状況	誰もが等しく個人としての尊厳および権利が守られる「人権尊重のまち」となっている。							
事業内容	■関係機関に指導員を配置し、身近な地域及び学校・園での人権教育・啓発を推進した。 ○人権・同和教育指導員 9人(地域総合センター及び中央公民館) 報酬 15,186,832円 ○人権教育指導員 2人(人権推進課に配置) 報酬 5,098,000円 ■人権の正しい理解と人権意識の高揚を図るため、各種研修会等を開催するとともに啓発教材を作成・配布した。 ○各種研修会等の開催 講師謝礼 831,780円 ※主な研修会等は、次のとおり。 ・「甲賀市人権教育連続セミナー」：全11回開催 会場は各旧町を巡回(2回ずつ) <<延べ1,036人参加>> 【内容】フィールドワーク1回(6/13)、講演10回(6/25、7/9、8/5・27、9/25、10/29、12/11、1/16・27、2/13) ・「甲賀市人権教育研究大会(9/5)」：会場は信楽産業展示館ホール <<213人参加>> 【内容】・講演「写真が語る命のバトンリレー～被災地、紛争地、在宅看取りの現場から～」(講師) 國森康弘さん ・実践発表：朗読劇「油断大敵！振り込め詐欺」(市人推協信楽支部) 学校・園から「一人ひとりのよさを輝かせるために」(多羅尾小学校) ・「人権教育地域ネット整備事業等研修会」：全5回(水口、土山、甲賀、甲南、信楽) 【内容】市内各ブロックで教職員向け研修会を開催 ・「自尊感情・学びの礎育成プロジェクト事業」：水口中学校区・城山中学校区 【内容】教職員研修1回及びQ-U(楽しい学校生活を送るためのアンケート)調査を実施 ・「人権教育総合推進地域事業」：全5回 【内容】教職員向け(全員研修、新転任者研修、ブロック研修等)研修のほか、リーダー研修参加、Q-U調査等 ・「人権教育啓発講師団養成講座」：全4回 【内容】講師団登録講師 13人、人権研修等への登録講師派遣 延べ15回 ○人権啓発教材の作成・配布 印刷製本費 280,800円 【内容】「一人ひとりが輝くために～人権尊重をしようからして～vol. 10」 33,000部 市内各戸へ配布 ■人権教育活動の総合的な推進を図るため、人権教育関係団体等に補助金を交付した。 ○市人権教育推進協議会への補助 補助金 5,000,000円 【活動】地区別懇談会の推進<<194地区 6,302人>>、助言者スキルアップ講座の開催、啓発教材「陽寄人」の発行(支部配分) 水口1,390,000円、土山684,000円、甲賀739,000円、甲南958,000円、信楽777,000円(計4,548,000円) ○PTA人権・同和教育推進事業補助 補助金 465,000円(1校・園 15,000円) 【内容】学校・幼稚園PTAが実施する人権教育活動に対する補助(私立幼稚園含む) <<31学校・園>>							
事業のコスト(単位:千円)	事業費	財源内訳			所用人員			備考
		国支出金	県支出金	地方債権	その他特定財源	一般財源	正規	臨時嘱託
26決算	28,595	0	1,290	0	471	26,834	5 人	10 人
27決算(見込み)	27,762	0	1,601	0	471	25,690	4 人	11 人
28当初予算	33,571	0	1,093	0	470	32,008	6 人	11 人
指標名	考え方・定義・式	単位	26年度	27年度	28年度(目標)			
活動	教育・啓発	甲賀市人権教育連続セミナー、甲賀市人権教育研究大会及び地区別懇談会の開催	回(延べ)	234	233	237		
成果	参加者数	甲賀市人権教育連続セミナー、甲賀市人権教育研究大会及び地区別懇談会の参加者数	人(延べ)	7,405	7,551	7,700		
指標で表せない成果								
・関係機関に配置している人権・同和教育指導員は、地域総合センターでの自主活動や中央公民館での各支部人権教育推進協議会の活動を支援する等、本市人権教育・啓発の推進に努めた。 ・学校園の教職員向け研修では、県補助・委託事業を活用し効果的に実施した。 ・人権リーダーとなる市民を育成するため、人権教育啓発講師養成講座やサポーター養成講座を開催した。受講後、登録いただいた講師には、地区別懇談会等での指導者として活躍していただいた。								
事業の成果	項目	評価	コメント					
事業の評価	必要性	適切	生活の中には必ず人権に関わることがあるが、気づいていないことも多い。自他の人権に気づき、住みやすい人権尊重のまちづくりを進めるためには、個別的な視点からのアプローチと普遍的な視点からのアプローチの両方を十分踏まえ、それらが相互に関わるような人権教育・啓発が必要である。					
	有効性	概ね適切	研修会や地区別懇談会が新しい気づきの場になっている。また、自分たちで学習して、何かできる、していこうという力になっている。個別的な視点からのアプローチと普遍的な視点からのアプローチの総合的な取り組みが有効である。					
	効率性	概ね適切	・庁内他課との共同開催や人権推進課内の指導主事・人権教育指導員が講師となる等により事業を効率的に実施するとともに、より著名な講師を招聘する等の予算の集中と選択を行っている。 ・人権啓発講師養成講座修了者に講師登録いただき、地域での地区別懇談会等の講師として活躍いただいている。 ●評価: 適切・概ね適切・やや不適切・不適切					
事業の方向性	事業規模	拡充	・個別的な視点からのアプローチと普遍的な視点からのアプローチの両方を十分踏まえながら、現在の人権教育・啓発事業は維持していく。 ・平成28年度以降は、平成27年度に解散した甲賀・湖南人権センターが実施していた人権教育・啓発事業(保護者向け研修、福祉関係職員研修、職員研修及び市民団体の支援等)を、庁内関係課との連携により実施する。					
	手法改善	軽微な改善	・保護者への学習機会を増やす必要があることから、学校・園との連携により保護者向けの啓発テーマを設定したセミナーを開催する。 ・未就学児童の保護者を主な対象とする人権教育連続セミナー等では、託児を行う等、参加しやすい環境を整備する。 ・現在、学校・幼稚園のPTAを対象とした人権啓発事業補助は事業化しているが、保育園の保護者会も補助対象とすることを検討している。 ●事業の規模の判断: 拡充・維持・縮小・休廃止 ●手法の改善の判断: 維持・軽微な改善・抜本的改善・休廃止					
評価	担当課評価(1次評価)							
評価	項目	判断	コメント					
B			地区別懇談会は、参加者が増加している。一方、人権教育連続セミナーは、人権課題別のテーマで、著名な講師を招聘するとともに、身近な旧町単位で開催する等、工夫を凝らしているが、参加者数は減少している。参加者アンケートや関係団体へのヒアリング等から、参加してみたいと思えるようなセミナーとして再構築する必要がある。					
評価	教育委員会点検・評価(2次評価)							
評価	コメント							
B	人権尊重のまちづくりのためには、人権教育と啓発はその基礎となる事業である。教育啓発の対象を年齢や習熟度などで細分化し、対象に沿った興味を引く内容や手法を採用するなど、様々な方策により人権教育・啓発はさらに充実していく必要がある。							
評価	教育行政評価委員点検・評価(最終評価)							
評価	コメント							
B	21世紀は人権の世紀といわれ、今日までは行政が主体的に人権教育を推進されてきたが、今後は、市民が生涯学習の一環として取り組むことが大事である。事業の方向性については、規模の拡充が示されているが、どちらかといえば内容の深化が必要である。また、新たな研修参加者を増やすためのアナウンス手法と開催時間、会場及びテーマ等の工夫が求められる。そのような中、長年人権啓発に取り組んでおられる保育園の保護者会などの団体に対して、人権啓発事業補助金が早期に交付されるよう、同制度の改正を望む。							
教育行政評価委員点検・評価結果を踏まえての教育委員会の今後の取り組み(具体的方策)等について								
地域社会が直面する様々な人権課題の解決に向けた市民活動団体等による取り組みを支援するため、平成28年9月に「こうか市民共生ネットワーク」を設立し、市民による主体的な人権啓発を継続的に推進します。また、人権教育連続セミナーは、若年層の参加者が少ないことから、子どもの人権に関わる「保護者向け講座」を設定するとともに、園や学校を経由した周知や託児を行うことで、多世代の市民の人権学習への参加を促進します。 なお、平成29年度から保育園の保護者会を、PTA人権・同和教育推進事業補助の対象とします。								

平成28年度 甲賀市教育委員会施策の点検・評価シート(平成27年度実施事業)

資料6 様式1

事務・事業名		新規/継続		継続		事業番号		120		指標名		考え方・定義・式		単位		26年度		27年度		28年度(目標)							
⑪史跡紫香楽宮跡調査・整備活用事業		事業所管課		歴史文化財課		評価者職名		課長		活動		見学者(市施設)		史跡に関心を持つ観光客数を指標		人		638		844		1000					
予算科目		会計		01 一般会計		評価者氏名		長峰 透		成果		見学者(地域連携)		地域主体で集客した人数により、地域活動の活性度の指標		人		50		6000		6000					
開始年度		S 58 年度		終了年度		H 99 年度		連絡先		課メールアドレス		30109000@city.kka.lg.jp		指標で表せない成果													
自治/法令		文化財保護法		教育分野		5		歴史・文化財保護及び文化振興		事業の成果		地域		地域の自主組織が「都あかり」イベントを開催され、6000人の来場者があったことは、これまでの啓発活動で地域・見学者の双方に史跡の認知度が上がったためと思われる。													
根拠法令・要綱等		文化財保護条例 甲賀市史跡紫香楽宮跡整備活用計画検討委員会設置要綱		教育施策の柱(大区分)		(3)		文化財の調査管理と保存整備		事業番号		また、これまで甲賀市に例のない総合的な史跡整備事業の取組みであるため、活用分野の取組みが進む一方、整備分野は地域の理解もやや遅れがちであったが、自治振興会での協議機関の設立をはじめ、事業進捗に対する地域理解は進みつつある。															
対象(誰を・何を)		5箇所に点在する国史跡紫香楽宮跡が所在する雲井学区に居住する市民		教育施策(中区分)		④		史跡等の整備活用		さらに、専用ホームページやガイドブック、地域主催の講演会開催など、市民等に対する紫香楽宮の知名度向上を図るために市民と行政が連携しさまざまな媒体で対応している。																	
意図(どういう状態にしたいのか)		平成24年度に策定した基本整備活用計画の4つの整備活用理念に基づき、紫香楽宮を核にしたまちづくりを推進することで地域の経済・産業・観光振興に寄与する。		事業の目的		史跡を核にしたまちづくりによって、地域社会の基盤整備に取組み、住民の地域に対する愛着や誇りを育てることで紫香楽宮跡の価値を永続的に保護し、次世代に継承する。		また、広域かつ長期の計画であるため、実施期間を短・中・長期に3区分し、各期10年程度の事業期間を設定。短期計画では5つの史跡の内、南北に拠点を設け、南の内裏野地区に資料館、北の宮町地区に史跡公園を整備し、地域活用と活性化を図る。		項目		評価		コメント													
目的達成時の状況		(1)遺跡を確実に保存し、公開活用を図るとともに次世代に継承する、 (2)紫香楽宮跡を遺してきた地域の社会環境、自然環境の継続的な維持に努める。 (3)「史跡」の保存・活用を図るために、地域の基盤整備を進める。 (4)永続的な「史跡」の保存・活用のために、地元との協働や人材育成に努める。		事業の方向性		事業規模		拡充		必要性		適切		紫香楽宮は、奈良時代の都城遺跡として、短期間であったが日本の首都になった重要な場所であり、甲賀市が誇る文化遺産でもあることから、潜在的価値や活用効果は、全国的な知名度を考慮すると市内の文化財の中でも極めて高い。													
27年度事業		調査分野		甲賀市史跡紫香楽宮跡整備活用検討委員会の開催 70千円 出土品の保存処理事業 1,080千円		有効性		概ね適切		効率性		やや不適切		地域を超えた総合的な整備計画であるため、地域での調整や集約に時間は必要であるが、地域との協働体制が軌道に乗れば、円滑に事業化が進むものと期待できる。 また、雲井地区だけでなく、他地域との連携により全市的な波及効果が期待できる。													
公開活用分野		紫香楽宮跡関連遺跡群遺物展示室での調査成果の公開事業 見学者844人/年 出前講座 10回/年・写真等特別利用12回/年・雲井小への出張授業2回 展示室維持管理費 650千円 嘱託職員配置経費 1,958千円 地域イベント「都あかり」支援経費 453千円(10/10~12開催 見学者約6,000人)		手法改善		軽微な改善		活用分野での取組みが進む一方、整備分野での進捗はやや遅れ気味である。事業進捗が進む活用分野においては、地域の自主活動として開催されたイベントで多数の集客があったことなど経済効果は高い。		●評価:適切・概ね適切・やや不適切・不適切																	
管理・整備分野		雲井自治振興会・宮町区との協議 (自治振興会の中で平成28年2月に整備活用実行委員会設立 地域が組織した市との協議組織) (宮町区のみやまち宮跡づくり委員会との協議を継続) 計画書増刷経費 30千円 内裏野地区史跡維持管理委託経費 375千円 公有化予定地の借地 793千円		事業の方向性		事業の規模の判断: 拡充・維持・縮小・休廃止 ●手法の改善の判断: 維持・軽微な改善・抜本的改善・休廃止				項目		判断		コメント													
28年度事業		26決算 8,058 918 2,646 0 0 4,494 0.5 人 1 人 正規職員は兼務		27決算(見込み) 5,409 540 375 0 0 4,494 0.5 人 1 人 正規職員は兼務		28当初予算 5,238 550 375 0 0 4,313 0.5 人 1 人 正規職員は兼務		担当課評価(1次評価)		評価		コメント		整備活用計画が平成25年度に策定されたが、その後、地元への周知が十分でなく、また地元をまとめるための働きかけもこれからの課題である。一方、観光部局と連携してイベント化することで多くの観光客を集め、地域の活性化にも活用できた。また、発掘調査は現在中断しており、今までの成果をまとめることが必要となっている。													
										教育委員会点検・評価(2次評価)		評価		コメント													
										教育行政評価委員会点検・評価(最終評価)		評価		コメント													
										教育行政評価委員会点検・評価結果を踏まえての教育委員会の今後の取組み(具体的方策)等について																	
										地中に埋まっている遺構を顕在化させ、古代の宮跡を体感していただけるよう史跡の整備を検討するとともに、紫香楽宮を核としたまちづくりや地域振興が進められるよう、自治振興会や市民団体等との協働により、機運の醸成や活用事業に取り組みます。 また、史跡を継承する子どもたちが歴史への関心が高められるよう学校と連携して、小学生向けの学習教材の作成や、雲井小学校の郷土資料室の改修、宮町の展示室の補修等を行います。																	

■ 甲賀市教育行政評価制度の概要

1. 甲賀市教育行政評価委員会の構成

甲賀市附属機関設置条例に基づき下記のとおり委嘱しました。人数：5人

委員名簿

(資料「甲賀市附属機関設置条例」参照)

役職	氏名	分野	任期
委員長	西村 泰雄	社会教育経験者	平成26年6月1日～平成28年5月31日 平成28年6月1日～平成30年5月31日
副委員長	田村 勝代	教育行政経験者	平成28年5月1日～平成28年5月31日 平成28年6月1日～平成30年5月31日
委員	瀬古 祐嗣	学校教育経験者	平成26年6月1日～平成28年5月31日 平成28年6月1日～平成30年5月31日
委員	中井 れい子	社会教育経験者	平成28年5月1日～平成28年5月31日 平成28年6月1日～平成30年5月31日
委員	池内 要一	民間企業経営者	平成26年6月26日～平成28年6月25日 平成28年6月26日～平成30年6月25日

2. 甲賀市教育行政評価委員会の活動経過

甲賀市教育行政評価委員会は、点検・評価対象事業を選定し、教育委員会事務局が行った事務事業に対して、事業担当課からヒアリングを実施しました。

ヒアリングにおける説明や質疑、現地踏査を踏まえ、委員ごとに各事業を評価し、教育行政評価委員会として、評価結果の決定及び答申書を作成されました。委員会の活動経過は、下記のとおりです。

日時	内容
平成28年5月31日(火) 9時30分～12時00分	第1回甲賀市教育行政評価委員会 ・平成28年度事務事業の評価手法等について(案) ・附属機関と公表について
平成28年6月28日(火) 9時30分～12時00分	第2回甲賀市教育行政評価委員会 ・委嘱状交付 ・正副委員長の選出について ・点検及び評価の対象事業の選定について

平成 28 年 7 月 25 日(月) 9 時 30 分～12 時 00 分	第3回甲賀市教育行政評価委員会 ・ 外部ヒアリング(最終評価)実施 5事業 (教育総務課、学校教育課)
平成 28 年 8 月 26 日(金) 13 時 00 分～17 時 00 分	第4回甲賀市教育行政評価委員会 ・ 外部ヒアリング(最終評価)実施 5事業 (こども未来課、社会教育課(人権推進課)、文化スポーツ振興課)
平成 28 年 9 月 2 日(金) 9 時 30 分～12 時 00 分	第5回甲賀市教育行政評価委員会 ・ 外部ヒアリング(最終評価)実施 1 事業 (歴史文化財課) ・ 現地視察(伴谷東小学校)
平成 28 年 10 月 13 日(木) 18 時 30 分～21 時 30 分	第6回甲賀市教育行政評価委員会 ・ 最終評価のまとめ
平成 28 年 12 月 26 日(月)	・ 甲賀市教育行政評価答申書提出

3. 点検・評価の対象となる事業

(1) 対象事業

点検・評価の対象は、地教行法第22条で「教育委員会の職務権限」と規定されている事業で、「甲賀市教育振興基本計画」により計画されている主要施策等を中心に評価を行いました。

(2) 対象事業の選定方法

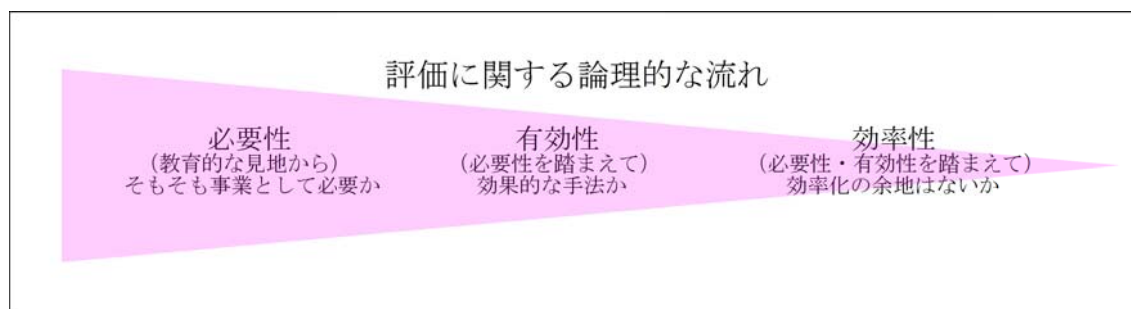
点検・評価対象事業の選定作業は次の方法で選定した。

- I 各委員が評価すべき事務事業を抽出。
- II 抽出された事務事業を必要に応じて、事業担当課の概要説明を求めながら委員の合議制により 11 事業を最終決定。

4. 点検・評価の視点

評価項目は、「目的の必要性」、「成果の有効性」、「手法の効率性」とし、評価については、事業の効率性だけではなく、大局（教育的見地から必要か）から局部（施策を実施するためのコストは適正化か）へ分析的評価を行いました。

また、分析的評価を踏まえて今後の事業の方向性（事業の規模、手法の改善）を判断しました。



5. 評価基準

施策の目標に対して、「必要性」、「有効性」及び「効率性」等を総合的に判断し、下記に示す5区分から達成度を評価した。

評価		評価基準
S	予想以上に効果的で優れた取り組みを行っている	<ul style="list-style-type: none"> ○ 予想以上に効果的で他の事業にも影響を与える等優れた取り組みを行った。 ○ 活動及び施策の目的達成に向けて予想以上の成果をあげた。 ○ 課題や問題点が全くなかった。
A	順調に達成している	<ul style="list-style-type: none"> ○ 効果的で優れた取り組みを行った。 ○ 活動及び施策の目的達成に向けて大きな成果をあげた。 ○ 課題や問題点はほとんどなかった。
B	概ね順調に達成している	<ul style="list-style-type: none"> ○ 効果的な取り組みを行った。 ○ 活動及び施策の目的達成に向けて一定の成果をあげた。 ○ 課題や問題点が多少残った。
C	達成見込みであるが一部課題がある	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取り組みを行った。 ○ 活動及び施策の目的達成に向けて多少の成果をあげた。 ○ 課題や問題点が多く残った。
D	達成に向け困難な課題がある	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取り組みを行わなかった。 ○ 活動及び施策の目的達成に向けて成果があがらなかった。 ○ 大きな課題や問題点が多く残った。

■ おわりに

甲賀市教育委員会では、本市のめざすべき教育のあり方を明らかにし、中長期的な展望に立って推進する「甲賀市教育振興基本計画」の後期計画（平成26年度から平成30年度の5年間を計画期間とする）の策定を行いました。

これまでも、効果的な教育行政の推進を目的に、学識経験者の知見を活用しながら主要施策を中心に担当課等の担当者評価及び内部評価を踏まえ、効果的な教育行政に取り組んできたところですが、さらに、事業効果を高めるPDCAサイクルを確立する有効な手段として、この点検・評価を最大限に生かし、今後も、継続的に改善や工夫に取り組みながら、市民の皆様によりご満足いただけるサービスの提供と説明責任を果たせるよう努めてまいります。

○甲賀市附属機関設置条例

平成25年12月18日

条例第35号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に基づき、市の設置する執行機関の附属機関について必要な事項を定めるものとする。

(設置等)

第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げる機関を設置し、その担任する事務並びに委員の構成、委員数及び委員の任期は、同表に定めるとおりとする。

2 委員は、執行機関が委嘱し、又は任命する。

3 別表の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、執行機関が規則で定めるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(甲賀市総合計画策定審議会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 甲賀市総合計画策定審議会条例（平成17年甲賀市条例第1号）

(2) 甲賀市特別職報酬等審議会条例（平成17年甲賀市条例第2号）

(3) 甲賀市公有財産審議会条例（平成20年甲賀市条例第43号）

(4) 甲賀市公共下水道事業審議会条例（平成17年甲賀市条例第24号）

(5) 甲賀市文化のまちづくり審議会条例（平成17年甲賀市条例第27号）

(6) 甲賀市史編さん委員会条例（平成17年甲賀市条例第18号）

(経過措置)

3 前項の規定による廃止前のそれぞれの条例による附属機関及びその委員は、こ

の条例の規定による相当の附属機関及びその委員となり、同一性をもって存続するものとする。この条例の施行の際執行機関が定めているところにより置かれている委員会その他の合議制の機関及びその委員についても、同様とする。

4 付則第2項の規定による廃止前のそれぞれの条例の規定による附属機関に係る諮問、答申その他の行為は、この条例の規定による相当の附属機関に係る諮問、答申その他の行為とみなす。前項後段に規定する委員会その他合議制の機関に係る諮問、答申その他の行為についても同様とする。

別表（第2条関係）

1 市長の附属機関

名称	担任する事務	委員の構成	委員 数	委員の任 期
甲賀市総合 計画審議会	総合計画の策定及びその推 進に関する事項について調 査し、審議すること。	(1) 市民 (2) 学識経験を有す る者 (3) その他市長が適 当と認める者	20 人以 内	2年
甲賀市公共 交通活性化 まちづくり 推進協議会	持続可能なまちづくりの概 念を基本とした公共交通体 系及び基本構想策定につい て調査及び研究し、審議する こと。	(1) 市長が指名する 職員 (2) その他市長が適 当と認める者	25 人以 内	1年
甲賀市国際 化推進委員 会	国際化推進計画の策定につ いて調査し、審議すること。	(1) 市民 (2) 各種団体等の代 表者 (3) その他市長が適 当と認める者	10 人以 内	1年
甲賀市特別 職報酬等審 議会	議会の議員の議員報酬の額 及び特別職の職員で非常勤 のもの報酬の額並びに市	(1) 市内の公共的団 体等の代表者 (2) その他市長が適	10 人以 内	委嘱の日 から審議 が終了す

	長、副市長及び教育長の給料の額について審議すること。	当と認める者		る日まで
甲賀市指定 管理者選定 委員会	公の施設の指定管理者の選定に関する事項について審査すること。	(1) 学識経験を有する者 (2) 公の施設の利用者 (3) その他市長が適当と認める者	5人 以内	2年
甲賀市行政 改革推進委 員会	行政改革に関する事項について調査し、審議すること。	(1) 学識経験を有する者 (2) その他市長が適当と認める者	10 人以内	2年
甲賀市公有 財産審議会	公有財産の取得、管理及び処分について調査し、審議すること。	(1) 学識経験を有する者 (2) 市長が指名する職員 (3) その他市長が適当と認める者	7人 以内	2年
甲賀市入札 監視委員会	市が発注する公共工事等に関する入札及び契約の適正化を図るために必要な事項について調査し、審議すること。	(1) 学識経験を有する者 (2) その他市長が適当と認める者	5人 以内	2年
甲賀市公共 下水道事業 審議会	下水道の維持管理、使用料、受益者負担金に関する事項について調査し、審議すること。	(1) 受益者の代表者 (2) その他市長が適当と認める者	20 人以内	2年
甲賀市立信 楽中央病院	病院改革プランの改定並びに実施状況を点検及び評価	(1) 医療関係者 (2) 学識経験を有す	6人 以内	3年

経営評価委員会	し、審議すること。	る者 (3) 関係行政機関の職員 (4) 福祉関係者 (5) その他市長が適当と認める者		
---------	-----------	---	--	--

2 教育委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の構成	委員数	委員の任期
甲賀市教育行政評価委員会	教育委員会の権限に属する事務の管理並びに執行状況の点検及び評価結果について調査し、審議すること。	(1) 教育関係者 (2) その他教育委員会が適当と認める者	5人以内	2年
甲賀市就学指導委員会	特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒の適切な就学を図ることについて調査し、審議すること。	(1) 医師 (2) 学識経験を有する者 (3) 関係教育機関の職員 (4) 関係行政機関の職員 (5) 教育委員会が指名する職員 (6) その他教育委員会が適当と認める者	35人以内	1年
甲賀市青少年自然体験活動推進委員会	青少年を対象とした安全で効果的な自然体験活動の普及推進について調査し、審議すること。	(1) 学識経験を有する者 (2) 青少年関係団体の代表者 (3) 関係行政機関の	10人以内	2年

		職員 (4) 教育委員会が指名する職員 (5) その他教育委員会が適当と認める者		
甲賀市文化のまちづくり審議会	文化芸術の振興及び施設について調査し、審議すること。	(1) 市民 (2) 学識経験を有する者 (3) その他教育委員会が適当と認める者	15人以内	2年
甲賀市史編さん委員会	市史の編さんに関する基本的事項について調査し、審議すること。	(1) 学識経験を有する者 (2) その他教育委員会が適当と認める者	10人以内	2年

3 選挙管理委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の構成	委員数	委員の任期
甲賀市投票区域編成審議会	投票区域の編成に関する事項について調査し、審議すること。	(1) 市民を代表する者 (2) 選挙管理委員会 が指名する職員 (3) その他選挙管理委員会が適当と認める者	15人以内	委嘱の日から審議が終了する日まで